

伊達市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少並びに原油価格及び物価の高騰によって経営に大きな影響を受けている市内交通事業者を支援し、市民の移動手段を維持するため、市内交通事業者の経費の一部を支援します。

1 対象者

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者
市内に事業所を置く貸切バス事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
市内に事業所を置くタクシー事業者

2 交付額

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
1車両につき一律14万円
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）
1車両につき一律14万円

※令和4年4月1日から交付申請日までの間、旅客を運送し、継続して保有している車両（リース車両を含む。）

ただし、自動車検査証における使用の本拠の位置が市内である車両に限り、福祉事業限定許可を受けたものを除く。

なお、令和4年4月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合、新旧の車両を合わせて1台とみなし、対象車両とする。

3 申請期限

令和4年10月7日（金）必着

4 申請方法

申請書及び必要書類を伊達市市民生活部生活環境課へ郵送又は直接提出

5 申請書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請を行う全ての車両の自動車検査証の写し（令和4年4月1日から交付申請日までの間、廃車代替購入があった場合にはその旨を付記し、証明できる書類を添付すること。）
- (3) 一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し又は運輸支局が発行する証明書の写し

6 お問い合わせ・提出先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地（伊達市役所保原本庁舎中央棟 3階）

伊達市市民生活部生活環境課

電話024-575-1290 FAX024-573-5865